

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年4月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400280号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2500001号

第1 結論

昭和62年*月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年*月から平成元年3月まで

私は、請求期間当時、大学生であったため、国民年金の加入手続及び保険料納付は母親が行ってくれた。母親は既に亡くなっているため、詳しいことは分からないが、加入手続については、私が20歳になった昭和62年*月頃にA市役所B支所で行ってくれたと思う。保険料については、請求期間当時のことを知っている人に自治会(C組)の担当者が集金していたという話を聞いたので、請求期間の保険料も母親が同じ方法で納付していたのだと思う。

国民年金の加入は、国民の義務であり、母親に保険料を納付してもらっていた弟については、大学生であった時の納付記録があるにもかかわらず、私だけ大学生であった時の納付記録がないのはおかしいと思う。

弟の納付記録が見つかったところからたどっていけば、私の納付記録も見付かるはずなので、調査して、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び日本年金機構が保管するA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の加入手続は平成3年4月に同市において行われたとみられることから、この頃に請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたものと考えられる。その際、請求者が共済組合の加入員資格を喪失した平成3年4月1日を国民年金の被保険者資格取得日とする事務処理が行われていることが確認できる。

また、請求者の主張に沿って、請求期間の保険料を納付するためには、上述の平成3年4月頃に払い出された手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が払い出され、請求期間の被保険者資格を取得している必要があったこととなる。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を实

施しても、請求者に対しては、上述の平成3年4月頃に払い出された手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、制度上、学生が国民年金の強制加入対象者とされたのは平成3年4月以降であり、請求期間において大学生であった請求者に国民年金の加入義務まではなかったほか、弟については、オンライン記録によると、大学生であったとする期間のうち、平成3年3月までは請求者と同様、国民年金に未加入とされており、保険料が納付されているのは、強制加入対象者とされた平成3年4月以降であることを踏まえると、弟の保険料が納付されていることをもって、請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたとまでは推認し難い。

このほか、A市は、請求者に係る国民年金記録の保管はない旨回答している上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。